

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年1月8日（金曜日）

午後 1時31分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午後 2時17分 散会

## 付託事件

- (1) 令和2年陳情第3号
- (2) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 陳情審査

- ① 令和2年陳情第3号 私道路土地の寄附に係る現況図の交付に関する陳情

### (2) 報告事項

- ① 市営住宅建替に伴う入居者の公募について (住宅政策課)

### (3) その他

## 2 出席委員（6名）

委員長	飯田正美君	副委員長	萩谷慎一君
委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 建設計画課長	大森幹司君
建設部技監兼 道路建設課長	安達茂君	建設部技監兼 内原建設事務所 所長	谷萩幸治君
道路管理課長	有金正義君	生活道路整備課 課長	川又弘一君
河川都市排水課 課長	大山裕己君	建築課長	大和田聡君
土木補修事務所 所長	小田博之君		
都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	木村勤君

都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大	和	直	文	君	都市計画課長	柴	崎	美	博	君
建築指導課長	井	原	孝	志	君	公園緑地課長	上	田		航	君
住宅政策課長	砂	川	和	敏	君						
上下水道事業 管 理 者	荒	井		宰	君						
水 道 部 長	伊	藤	俊	夫	君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶	山		学	君
水道総務課長	梶	山		哲	君	経 理 課 長	栗	原	千	尋	君
料 金 課 長	倉	田	佳	則	君	水道整備課長	杉	山	健	一	君
浄水管理事務所 所 長	島		孝	夫	君						
下 水 道 部 長	坪		貴	之	君	下水道部技監兼 下水道整備課長	松	葉	光	隆	君
下水道管理課長	鬼	澤	英	一	君	下 水 道 施 設 管理事務所長	渡	邊	基	弘	君
6 事務局職員出席者											
議 事 係 長	綱	島	卓	也	君	書 記	堀	江		良	君

午後 1時31分 開議

○飯田委員長 明けまして、おめでとうございます。

今年も昨年同様、よろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております、令和2年陳情第3号 私道路土地の寄附に係る現況図の交付に関する陳情につきましては、本日のところは継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

それでは、市営住宅建替に伴う入居者の公募について、執行部より説明を願います。

砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 よろしくお願いたします。

それでは、市営住宅建替に伴う入居者の公募について、住宅政策課提出の資料に基づきまして、御説明をいたします。

本日は、現在事業を進めております市営砂久保住宅、市営河和田住宅において、令和3年4月入居に向けて公募手続を進めたいと考えておりますので、本日は、砂久保住宅、河和田住宅の順で説明のほうをいたします。

初めに、砂久保住宅についてですが、まず、1の公募の概要であります。住宅名は市営砂久保住宅、住所は水戸市新荘2丁目15番33号であります。

応募戸数につきましては、既存住宅からの住み替えに対応する戸数1戸を除いた15戸となっております。募集期間は、1月15日から1月29日までとして、受付は、指定管理者であります茨城県住宅管理センターにおきまして、受付を行います。

その後、2月12日に抽せん会を行いまして、入居予定者となる方を決定します。その後、手続を進めまして、4月1日から入居していただくという予定でございます。

入居資格につきましては、一般の市営住宅の入居申込資格のほか、小学生以下の子どもを含む3名以上の世帯であること、または妊婦を含む2人以上の世帯であることなどを今回、追加してございます。

周知方法につきましては、「広報みと」1月15日号での掲載を行うこととしております。また、市のホームページ、市の掲示板などを活用しまして広報しております。また、市のホームページにつきましては、1月12日火曜日を予定しておりますが、準備ができ次第、公開のほうを速やかにしてまいります。

次に、2の住宅の内容及び家賃につきましては、今回募集する15戸全て3LDKの間取りとなっております。資料記載のとおり、2タイプを用意してございます。

家賃につきましては、世帯の人数や所得に応じて決定されるものでございまして、下限の額が3万700円から上限の額6万3000円ということで、掲載させてもらっています。

次に、ページを返しまして、2ページをお願いいたします。

上段が、今回の募集住宅を西側から見た図になってございます。下段が位置図となっております、中央部分の斜線で示した部分が、今回の物件となっております。

続きまして、資料の3ページのほうをお願いいたします。

市営河和田住宅でございます。まず、1、公募の概要でございますが、住宅名は市営河和田住宅319棟、所在地は水戸市河和田3丁目2536番地でございます。

応募戸数につきましては、既存住宅からの住み替えに対応する戸数を除いた13戸となっております。

募集期間は、砂久保住宅と同様に、1月15日から1月29日までとしております。受付は、同様に、指定管理者であります茨城県住宅管理センターにおいて行います。

その後、2月12日に抽せん会を行いまして、抽せんの結果、入居予定者となられた方が書類審査のほうに進んでいくという形になります。書類審査の手続の中で入居資格が認められた方が、4月1日から入居することができるというふうになってございます。

周知方法につきましては、「広報みと」1月15日号に掲載を行うこととしております。また、そのほかに、市のホームページ、市の掲示板などを活用して、周知のほうを徹底してまいります。砂久保住宅と同様に、ホームページにつきましては、準備ができ次第、速やかに公開のほうを進めてまいります。

次に、2、住宅の内容及び家賃の概要でございますが、6階建て30戸のうち、今回募集する4人以上世帯が3戸、一般世帯が8戸、単身の方が入居可能な小さいものが1戸、肢体障害者世帯用のものが1戸でありまして、間取り、面積については、記載のとおりとなっております。

また、家賃につきましては、住宅の人数、所得に応じて決定されるため、今回は下限から上限までの金額のほうに掲載してございます。

ページを返しまして、4ページのほうをお願いいたします。

上段が、募集住宅を南側から見た図でございます。白い部分が、今回募集するということになっておりまして、網かけの部分が既存住宅からの住み替えの方という形になってございます。

続きまして、下段のほうが位置図となっております、中央下部の斜線部分が今回の物件となります。国道50号バイパスから見ますと、東側の一角、河和田郵便局の隣部分となっております。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○飯田委員長 内容について、何か御質問等がございましたら発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 まず、最初に砂久保住宅について質問したいと思うんですけども、砂久保住宅は、小学生以下の子どもが一人以上いる世帯かつ3人以上の世帯が入居条件ということになっているわけでありまして。そうしますと、小学6年生の子どもがいる3人世帯では、何年後に退去するという事なんでしょうか、これは。

お答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

砂久保住宅につきましては、中学校の卒業までとしておりますので、一番小さいお子さんが小学校6年生ですと、このお子様が中学校を卒業するまでですので、中学校卒業まで3年間がありますので、3年間という形になります。当初、2年間ということで契約していただきまして、1年間の延長ということで対応したいと思っています。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、3年間しかいられないということになりますよね。かつ、年度途中で、この期限が切れちゃったという場合に、例えば小学生の子どもがいて中学生になったと、それで、中学3年のときに期限が来てしまうという場合に、どういう手続になるのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

基本的に、期限を3月いっぱいというふうに考えていますので、そのお子さんが年度途中で、退去をお願いするということは考えてございません。ただ、そういった形の場合には、早め早めに打合せをさせていただきまして、住み替えのほうには、丁寧に対応したいと考えています。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が心配するのは、年度途中で期限が切れてしまったという場合もあるわけですよね。その場合に、今の答弁では、年度が終わるまで待つということになるわけですか。例えば2年間の延長ができないという場合もありますよね。その場合はどんなふうになるんですか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の砂久保住宅につきましては、2年間を限度ということで条件を設定しておりますので、最大で2年間の契約となっております。つまり、先ほど委員がお話ししました小学校6年生で3年間ということになりますと、最初1回目の契約については2年間、更新のときには、中学3年生の3月までということで、1年間の延長という形で契約のほうをしたいと思います。ですので、年度途中での退去をお願いするということは、現在のところは考えてございません。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり定期借家権の問題だと思うんですよ。定期借家権で入居させるということですから、実際は2年間の契約があるにもかかわらず、1年間しか契約ができないということになってしまっていて、本当に短い期間しか入れないという方がいらっしゃるということなんですけれども、そういう点では、本当にこの制度そのものを途中でも改善する必要があるんじゃないかと思います。

そういう中で、応募世帯が募集より少ない場合も考えられるということなんですけれども、その場合、どういう対応をするのか。例えば追加募集をするのか。そして、空いている場合、ずっと応募が来るのを待つ

ているのか。それが例えば、1年とか2年とか3年たった場合、どんなふうになるのか心配ですよね。要するに、この場合、非常に条件が厳しい。だから、その場合の対応の仕方というのはどうするのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

質問内容のほうは、今回募集をしたときに、16戸全部埋まらなかったとき、どうするのかということだと思うんですけども、基本的には埋めるつもりで、作業のほうは進めさせてもらっています。仮に埋まらなかった場合は、我々にとっての周知が足りなかった部分もあるかもしれませんので、改めて周知をさせてもらって、追加で同じような条件で募集をかけるということを今は考えてございます。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そして、私が心配するのは、空き家が何年も続くということも考えられる。例えば、最初に入るかも分かんないけれども、そのうち古くなって、空き家が何年も続く場合はどうするのか、一般の世帯でも入居を認めるようにするのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

長期間空き家になった場合にどうするのかということの御質問だと思うんですけども、基本的には、私どもも需要があつて入るものと思っておりますので、その部分については現在想定していませんので、申し訳ないですが、御理解いただければと思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、全国で、定期借家権でこういう募集しているところを調べたんですけども、例えば日立市なんかでは、これから始まるようなんですけれども、高校卒業までは入居を認めるとか、あるいは、一旦入居したら10年間は子育てが終わったとしても入居を認めるとか、いろいろな制度があるんですけども、水戸の場合は、僅か2年ですよ。それも小学生以下の子どもしか入れないという厳しい条件があるので、私は、これから募集するわけなんですけれども、いずれにしても、将来改善すべきじゃないかなということを指摘していきたいというふうに思います。

あと、この砂久保住宅では最後なんですけれども、私が見に行ったら、駐車場があるんですけども、これ、何台止められるのか。それから2台目の駐車をしたいという場合に、何台ぐらい止められて、その場合、どのように駐車場を決定するのか、お答えいただきたい。

あとは、妊婦がいる2人以上の世帯であることということなんですけれども、要するに、妊婦さんがいる場合は、2人でも入れるということなんです。その場合の妊婦さんの証明というのは、どんな形になるのか。それと、例えば途中で病気で産めなくなってしまったという場合はどんなふうになるのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 駐車場と妊婦さんの件で、砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

砂久保住宅の駐車場の設置予定でございますが、27台を整備するというので、事業のほうを進めておまして、現在工事中でございます。砂久保住宅のほう、16戸で計画しておりますので、1世帯について1台は確保しているというふうな計算になってございます。残りについては、2台目の駐車場として活用していきたいと考えておりますが、そのやり方につきましては、ほかの市営住宅の場合には、自治会に抽せんをお願いして運用しているということもございますので、砂久保住宅につきましても、同じような運用をしていきたいと考えてございます。

あと一つが、妊婦さんの証明ということでございますが、妊婦さんの証明につきましては、母子手帳の写しを頂くということで、予定してございます。

そして、今回の住宅は2年間の期限付ということでやっておりますが、実際お子さんがいない妊婦を含む世帯につきましては、まず最初は、1年間の契約をさせていただきまして、お子さんが生まれた後に、2年間の定期契約という形で進められればと思っております。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、妊婦さんの場合は、最初は1年間しか契約できないということなんですね。1年間の契約というのは、非常に短いんですね。分かりました。じゃ、そういうことで、私としては、ぜひ、定期借家権による妊婦の契約を元に戻してほしいというのを要望していきたいと思えます。

それから、市営河和田住宅についてお尋ねしたいんですけども、まずこれは30戸、319棟ができますよね。そのうち募集戸数は13戸ですから、後ろの表を見ると、17戸の住み替えがあったと。要するに、今まで住んでいた方のうち、17戸の方が入居したということですよ。それでいいんですか。そうなりますと、住み替えの対象住宅がありましたよね。そのうち、入った方が17戸、入らなかったのは何戸あるんですか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回、河和田住宅につきましては、既存の河和田住宅の55棟と63棟を住み替えの対象としておりました。その2つの棟で、実際住んでいた方が全部で27世帯ございました。そのうち、今回住み替えを希望されて住み替えた方が17世帯、残る10世帯につきましては、今回は住み替えをしないという形になっております。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 入居しなかった世帯が10世帯あったんですけども、その10世帯のうち、どういう理由で、新しい住宅ができたにもかかわらず、入居できなかったのか、しなかったのか、その内訳を教えてくださいたいと思えます。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回、新しい住宅に住み替えしなかった世帯が全部で10世帯ございました。そのうちの4世帯の方は、

既存の市営住宅のほうに住み替え予定でございます。残る6世帯につきましては、新棟にも、古い市営住宅にも住み替えをしないで、民間の住宅ですとか、御家族のもとに戻られるというような形で、お話を聞いております。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私のところには、家賃の滞納が若干あって入れなかったと、非常に残念だということがありました。その滞納を理由に入居できなかったという方は、いらっしゃったんですか、いなかったんですか、どうなんですか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回、その滞納を理由に新棟に住まわれなかった方は、1世帯ございましたが、その方は、分納のほうのお約束をしていただきましたので、ほかの市営住宅のほうに住み替えということで、お話のほう進めてございます。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、10世帯のうち、6世帯が民間住宅に入ったわけですね。要するに、その方の民間アパートに行かざるを得なかった理由というのは、何かあるんですか、ほかに、滞納以外に。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

民間住宅のほうを希望されました世帯については、細かいところまで、ちょっと理由のほうは、把握はしてございませんが、ヒアリングの中で、希望が新棟でも、既存の市営住宅でもない方がいたという形になってございます。ただ、1件は、既に市営住宅に住まわれる収入基準を超えていたために、こちらのほうから、入居のほうはできないという御説明をさせていただきまして、民間住宅のほうに案内をさせていただいた方も1世帯ございました。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 入居資格なんだけれども、所得の上限というのは、中庭委員さんの質問の中にはなかったかなと思うんですけども、この上限というのは、何かありますか。

それと、河和田住宅のほうの単身者世帯用のCタイプかな、これの1部屋が和室になっていますよね。これの何か、意味というのか、今の若い方々というのは、大体、和室というのはあまり好まないんですよね。我々年配者は、和室のほうが落ち着いていいやという感じもあるんですけども、ここだけが、1部屋だけが和室になっているということは、これは何かがあったのかなとか、何かあるのかなとか、こう思っています。

ですから、その所得の上限が、仮に私が家を追い出されて、市営住宅に入りたいと、行くところないから



ホームレスになってしまう。そういう場合に、今の私だと議員報酬だけでオーバーしてしまうのか、それとも、それは関係なく、上限がなくに入れるのか、前も、そういう話をしたことがあったんですけども、家賃がそれによって高くなるというような仕組みになっていますよね。しかしながら、所得が幾らあってもいいんだと、家賃がその分を高くなるだけで、こういう考え方でいいんですか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

公営住宅のほうは、収入基準がしっかりと定められておりまして、収入基準を超えた方については、住むことができないというふうになってございます。ちなみに、お一人の方で、高齢の方となりますと、1年間の所得で250万円程度が限度額となっております。

また、夫婦で子ども1人の3人世帯という形になりますと、所得で、おおむね330万円程度までの方が住める住宅という形になります。

〔「限度があるということなんでしょう」と呼ぶ者あり〕

○砂川住宅政策課長 上限が設定されております。

〔「また収入が上がると高くなるでしょう、家賃が高くなる制度がある  
んでしょう」と呼ぶ者あり〕

○砂川住宅政策課長 収入が上がれば、家賃は高くなりますけれども、最初の入居の段階では、もう収入基準は決められてまして、そこを超えてから家賃が上がる形になりますので、まず入居段階で、ある程度収入が抑えた家庭でないと住めないという形になってございます。

それと、単身世帯のほうのCタイプで、和室がどうしてあるのかという御質問だと思うんですが、間取り等、今回住宅を造るときに、最初に検討する中で、住み替えの方からヒアリングを取りまして、一応こういうタイプの住宅を造りますということで、お話をさせてもらっています。そのときに、どうしても、その既存の住宅に住んでいる方が、高齢の方が多いもんですから、和室の要望がございまして。その中で、今回、単身の方については、和室の希望があったために、こういった住宅を造らせていただいた形になってございます。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 上限はあるということなんだ。例えば、これ新築なんだから、10万円出しても、20万円出しても、例えばですよ、古いところ借りるよりは、今、一般的にアパートを借りたって七、八万円やら9万円くらいするでしょう。だから、多少それ以上払っても、こういう新しいところに入りたいというような人が仮にいたとしても、それは駄目だと。私は、家賃をいっぱいもらえれば、そのほうがいいんじゃないかななんて思ったもんですから、もしも、入る人がいなくて、空いちちゃっていたとすれば、応募がたくさんいて2週間のうちに、応募が全部埋まっちゃったというんだったら、それは別ですけども。空かしておくんだらば、その制限というのを——これは国の法律なの、水戸市で決めているわけじゃないの、国なの。ああそう、じゃ、どうしようもないね、これはね。そうですか、分かりました。

そうしたら、今の和室のタイプというのは、単身者用なんだよね。単身者というのは、要するに、まだ結

婚する前とか、そういう人が単身者かなど。そうではないの。年配者でも単身者というのが、独り者が単身者というの。年齢とか、そういうのは関係ないの、単身者というの。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員さんの御質問にお答えします。

公営住宅の場合、単身者というのは、高齢の方が一般的になります。基本60歳以上という形になります。基本的には、2人以上の家族で住まわれることが、公営住宅の基準になっておるんですけども、60歳以上の方については、単身でも住めますよということと、あと生活保護の方ですとか、障害を持っている方については、特別、1人でも住むことが可能ということで、国のほうから指導を受けていますので、そういった形で、今回のCタイプにつきましては、単身の方でも住める住宅ということで、整備させてもらったものでございます。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 私は、独身者、結婚前だって単身者というふうな感覚でいたもんだから、そういう人たちは、入れないということなの。結婚する前の独り者は入れないということなの。そうですか。そういうのも国の決まりけ、法律け。初めて分かりました。ありがとうございました。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 おめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。

私のほうからは、1番のケの周知方法の中で、「広報みと」、あと市ホームページの掲載について、内容はどの辺まで入るのか。例えば、先ほどの河和田住宅という単身者世帯用も、今ありましたように、こう出ただけでは、単身の若い人も入れるのかと思っちゃうので、そこにきちんと60歳以上の方とか、そういうところまで入るのか、まず、どんな内容になるのか、ちょっとお願いします。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

今回予定しておりますホームページの案内ですと、細かいところまで説明をさせていただくことにしております。やはり、どうしても、今、松本委員さんがありましたように、誤解されて申し込まれても困りますので、その辺で細かい基準を説明してございます。

また、あわせて砂久保住宅につきましては、2年間の定期借家ということも明記させていただきまして、案内のほうは進めようと思っています。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 「広報みと」は、枠に制限があるから、本当に最小で必要なところだけでしょうけれども。それとホームページなんですけれども、よく台風情報とか、新型コロナとか、今、市民の方が注目しているところの、新規みたいなのがありますよね。住宅政策課の中には載るんでしょうけれども、トップページに、何かそういう新規施策というか、事業というか、そういう形では載るんでしょうか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

みとの魅力発信課との打合せの中では、トップページの見出しのところ、まず入れましょうということで、話を進めておりますので、分かりやすくなるのかなと思っております。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

12日にホームページができて、締切りが29日ですからね。18日間なんで、やはり、そういうふうに出していただいて、中身につきましても、できるだけ分かりやすいような、市民目線に立った、そういうやり方をお願いしたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 実は、このビデオを見た人から電話があったんですよ。これは、「噂の！東京マガジン」で、ハト被害という内容が、これは、12月27日の午後1時から2時までやったテレビなんです。この1時間近い番組の中で、その半分くらいが、このハト被害だったんですけども、埼玉県市の市営住宅、それから京都府の府営住宅、それから多摩ニュータウン、この3つの住宅のハト被害の問題が出ていたんです。私、これ見て、いや、全く水戸と同じだなというふうに思ったんです。どんなふうに思ったかという、一つは、空き家にハトがすみついちゃっているんです。空き家のベランダにハトがすみついちゃって、そこで卵を産んで、子育てをして、その結果、大量のハトがそこにすみついちゃったというのが一つありました。

それから、あとは、家に人は住んでいるんだけど、いわゆる隠れ空き家、要するに長期不在の方なども含めて、そこにすみついちゃっていると。

それから3つ目は、人は住んでいるんだけど、幾ら追い払っても逃げないということで、そこにずっと大量のふんをまき散らしているという、そういう話が出ていたんで、ぜひ、これ担当の課長さんにもテレビ見ていただきたいし、部長さんにもこのテレビ、ぜひ。録画したのをもらったんですよ。

〔「見ました」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 見た、ああ、そうけ。ありがとうございます。

そこで、ちょっと私、幾つか質問したいんですけども、ハト被害、こういうのが12月27日やったんです。

これ、テレビでやったんで、じゃ、都市計画部長さんが見ていたと言うんで、非常にありがたいんですけども、そこで一つは、このテレビでも言っていましたけれども、空き家にハトがすみついちゃっているということなんだけれども、今回、12月議会で取り上げましたように、河和田団地の52-6棟と52-7棟については、どういうふうな被害が、何軒くらいあって、今どうなっているのか、お答えをいただきたい

い。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今御指摘がありました52-6棟、52-7棟につきましては、管理戸数があわせて64戸となっております。うち、現在、20戸が空き家というふうになっている状況でございます。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、やっぱり全国的にも同じような状況で、空き家にすみついちゃっているというところで、そこには帰巢本能があるので、どんどんそこで卵を産んで、また戻ってきて、そこで大繁殖しているという状況なんですけれども、この20戸について、どういう調査して、どういう対策を取ったのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

以前、中庭委員のほうから御指摘を受けておりまして、その後、うちのほうで調査に入っております。調査の結果からお話しさせていただきますと、3階以上の住宅については、基本的には、鳥よけのネットをつけるということで、対応のほうを今まで進めてきたところだったんですが、1戸については、ネットがつけていなかったものですから、今月中に、そこはネットをつけるということで、現在、指定管理者のほうと打合せを進めています。

また、前回指摘がありました浴室の煙突穴のほうから鳥が入っているのではないというような御指摘もございましたので、その辺についても調査のほうをしまして、一部、そのトンネルを利用して、ハトが室内に入っている部分もありましたので、その辺につきましても、今月中に清掃と穴を塞ぐという作業を進める予定で、指定管理者のほうと打合せをさせてもらっているところでございます。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 その浴室のトンネルからハトが入ってしまっているところは、何か所ぐらいあったんですか。その空きが20戸、それ以外にも何か所ぐらいあったんですか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 実際に、煙突の穴を利用して侵入している部分というのは、1か所だけという状況になってございます。それ以外の部分については、実際には入っていませんでした。失礼いたしました、2か所です。10戸中2か所については、その煙突穴を利用して、ハトが中に侵入しているという状況でございました。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、10か所、煙突の穴が開いていたということですか。そのうちの2か所がハトが入ってしまったと、部屋の中で大量に繁殖してしまったという状況なんですかね。実は、私も行って見てき

ましたけれども、そこにハトがすみついて、煙突の中に入ってしまって、その中に大量のふんがまき散らされていたという状況があったんですけれども、それは10か所のうち2か所ですか、そうすると。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

空いていた住宅が10戸、そのうち煙突穴が開いている状態だったものが9戸、うち2戸について侵入があったという状況でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 いずれにしても、これは、空き家については、網が張っていないところが1か所あったんで、それは、早急につけるということはやるんですか。

〔「さっき、やるって言っていましたよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 さっき、やるって言っていました。

それともう一つ、「噂の！東京マガジン」なんですけれども、ネットが部分的に剥がれてしまっているところがあって、そこからハトが入ってしまうというのはあったんです。私、これ聞いたんで、現地に行ったら、やっぱりそういうところが何か所もあるので、空き家でネットが張ってあっても、その網の中に入ってしまうと、網が垂れてしまって。そういうところも点検はしたんですか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

ネットが既に設置されている部分につきましては、目視でハトの侵入があるかないかまでは確認をさせていただきます。ただし、委員が御心配のとおり、一度入ってしまうと大変なことになりますので、そこは改めて、設置の状況のほうは、部屋のほうから確認する予定になってございます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 これ、水道部長に答弁求めたいんですけれども、実は、9月に市議会の公営企業会計決算特別委員会がありまして、その中で、複数の議員から、私も含めてなんですけれども、茨城県中央広域水道から高い水を買っていると、それも必要のない水を買っていると。地域によっては、内原地区と、それから常澄地区では、差があると、購入の差があるということだったんですけれども、その点で、これは問題だということで、9月の議会で、公営企業会計決算特別委員会の提案もあって、意見書が採択されたんですけれども、その意見書の中で、やっぱり県ときちんと交渉すべきだと。この高い水道水、それも地域によって違う水道料金、これを是正すべきだという点が指摘されたんですけれども、その点について、その後、どういう交渉を県としたのか、県の回答がどうだったのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 伊藤水道部長。

○伊藤水道部長 中庭委員の御質問にお答えします。

9月に議会のほうから頂きました意見書の部分につきましては、今、茨城県中央広域水道建設促進協議会、水戸市ほか11の事業者で構成されておりますが、その11、水戸市とあわせて12事業者で、10月下旬

に、県のほうに要望をさせていただいております。

その後の要望の内容につきましては、全国的に広域化の水道事業というところを新たに計画上、作成していただきたいということで、国のほうからの通知に基づきまして、今、県のほうでも作業をしております。そういった中で、中央広域も含めて、用水供給事業の今後の在り方についての部分と経営状況の改善の部分についても、要望をさせていただいたところがございます。

その結果として、今、それぞれの市町村と県の間で、水需要の調査を現在しておりますが、今、協議の段階でございまして、その料金体系の部分については、まだ、県のほうからの提案はございません。しかしながら、先ほど言ったように、事業計画と現在の水需要の乖離が生じておりますので、その部分については、引き続き、県と構成市町村との間で協議をしてみたいということで考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 県に対する意見書は全会一致で採択されたんですけども、少なくとも、例えば、内原地区とそれから常澄地区の水道料金の差が、あまりにもありますよね。同じ水戸市なのに、地域によって違うという差がありますけれども、この点の改善については、何か答弁みたいなのは、全く今の話では、まだ、県のほうでは回答がないということなんですけれども、何かそういう点でのお話とか、回答とか、そういうのはなかったんでしょうかね。

○飯田委員長 伊藤水道部長。

○伊藤水道部長 中庭委員の御質問にお答えします。

内原地区と常澄地区の水量につきましては、もともと県にお願いして促進協議会で水需要をお願いしたときの水量の申込みが違います。そういった部分で今、用水供給事業の受水費の料金が異なっているような状況でございます。しかし、当時、受給契約した申込水量について、先ほど申しましたように、計画と現在の水量に乖離が生じているということでございますので、その辺の水需要も含めて、今後検討、協議をしてみたいということで考えてございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、部長の答弁聞いたんですけども、11の事業体ですか、これが一致団結して、やっぱり、こういう水需要が減っている中で、例えば、水戸市なんかでも9万人分が余っているわけですよね。それにもかかわらず、中央広域水道から水を買っている、それも全国一高い水を買っているということなんで、ぜひ、これは早急に改善されるように——水道料金、去年の4月に値上げいたしました、11%平均で値上げいたしました。一方で、中央広域水道に約1億3,000万円も払っているという、こういう問題点は、やっぱり早急に改善されなければ、水戸市の行政が信頼されないというふうに思いますので、私は、ぜひこれは改善していただきたいというふうに思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、以上をもちまして本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時17分 散会